

まちづくりルール

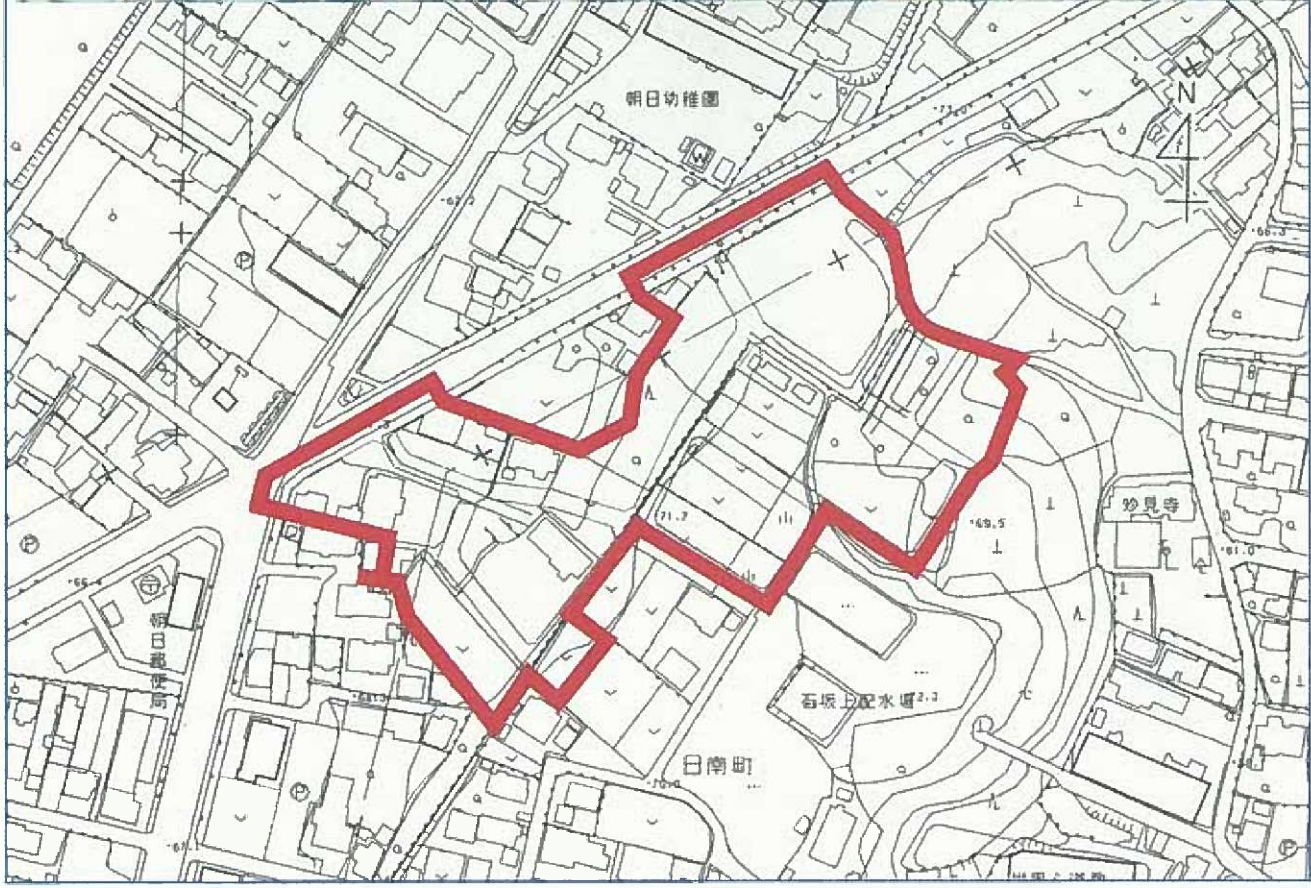
日南地区

にちなん



やすらぎのあるまちづくりをめざして

名称	日南地区計画
位置	日南町4丁目及び5丁目の各一部
面積	約2.1ha



日南地区まちづくりルール

私たちのまち、日南地区は、土地区画整理事業により道路などがつくられ、良好な住宅地として整備されています。

建物を建築する際に、簡単なルールを守ることによって、この地区をよりいっそう魅力的なまちにすることができます。

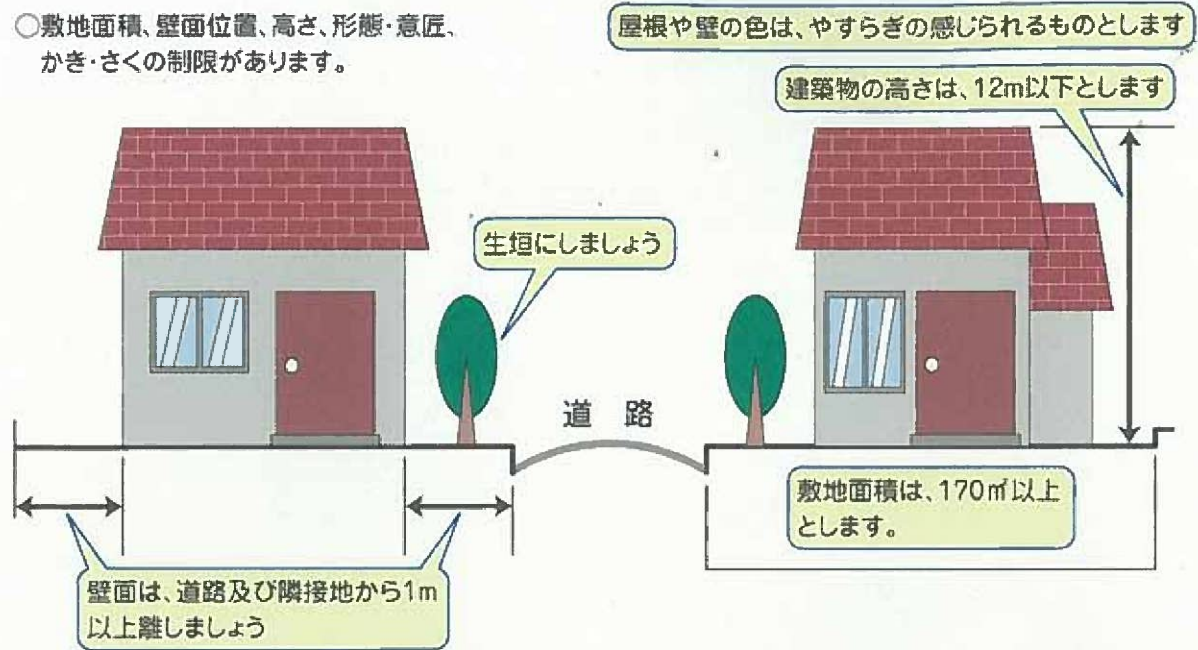
そこで、まちづくりのルール「地区計画」を定めました。みんなで、やすらぎのあるまちづくりをめざしましょう。

平成13年3月告示

地区	名称	日南地区計画	
	面積	約2.1ha	
都市計画	用途	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
地区計画	建築物の敷地面積の最低制限	170㎡	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</p> <p>2 建築物の付属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>	
	建築物の高さの最高限度	12m	
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、やすらぎのある住宅地景観が形成されるよう配慮する。	
画	垣又はさくの構造の制限	<p>敷地境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生垣としなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。</p> <p>1 高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が2m以下のフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合には、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。）</p> <p>2 道路境界線から1m未満の距離に設置する門塀であって、当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの</p> <p>3 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第13号の規定により設けるもの</p>	

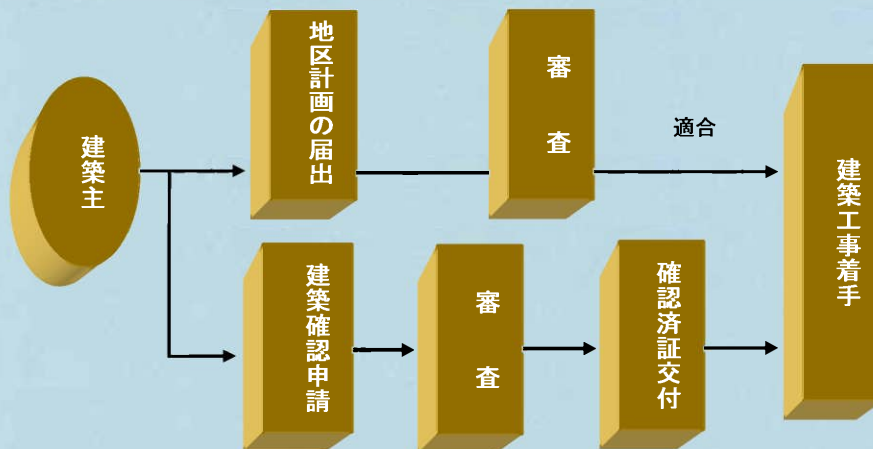
日南地区計画

○敷地面積、壁面位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの制限があります。



届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要になります。



まちづくりルールについての問い合わせは

豊田市役所 都市計画課

☎34-6620